

秋田県歯科医師会の会員の皆さんへ

歯科医師賠償責任保険のご案内

～責任のある先生のために～

団体割引 15% 適用

* 一般でご加入されるよりもお得な保険料となっております。

＜オプション＞

- ・勤務医師包括担保追加条項
- ・医療従事者賠償責任保険
- ・傷害担保追加条項

＜併売商品＞

- ・雇用慣行賠償責任保険
- ・医療機関用サイバー保険 医賠セット加入専用セットプラン

特長

- ①秋田県歯科医師会に所属する開設者の方を対象とする保険です。
- ②秋田県歯科医師会のスケールメリットを生かした団体割引15%を適用。
- ③法律上の損害賠償金のほか弁護士費用や訴訟費用を補償します。



保 険 期 間 : 2024年12月7日～2025年12月7日

申込締切日 : 2024年10月25日

中 途 加 入 : 中途での加入は毎月受付しております。

取 扱 代 理 店 : 株式会社アディックス

引受保険会社 : 損害保険ジャパン株式会社

1. 歯科医師賠償責任保険の概要

歯科医師賠償責任保険は医師特約条項と医療施設特約条項をセットした、歯科医師の皆さまのための保険です。

◆ 医師特約条項の概要

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

◆ 医療施設特約条項の概要

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

※賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

● この保険にご加入いただける方は・・・

この保険の加入者は医療施設の開設者です。

医療事故が発生した場合に、被害を受けられた患者に対して法律上の賠償責任を負担する方、賠償義務を履行すべき責任者の方となります。

なお、医療施設の開設の届出を行っている施設単位でのご加入となります。

※勤務医個人のみが訴えられた場合は、この保険では対象外ですが、「勤務医師包括担保追加条項」をセットしていただくことで保険の対象とすることができます。

● 被保険者(保険の補償を受けられる方)は・・・

＜医師特約条項＞

開設者の方のみとなります。開設者以外の医師や看護師の方は被保険者となりません。

※ただし、開設者の業務の補助者である医師(管理者、勤務医師等)、歯科衛生士、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償対象となります。

＜医療施設特約条項＞

記名被保険者(加入者証に被保険者として記載される方)である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者の方も被保険者となります。

● お支払いする保険金

1. 医師特約条項

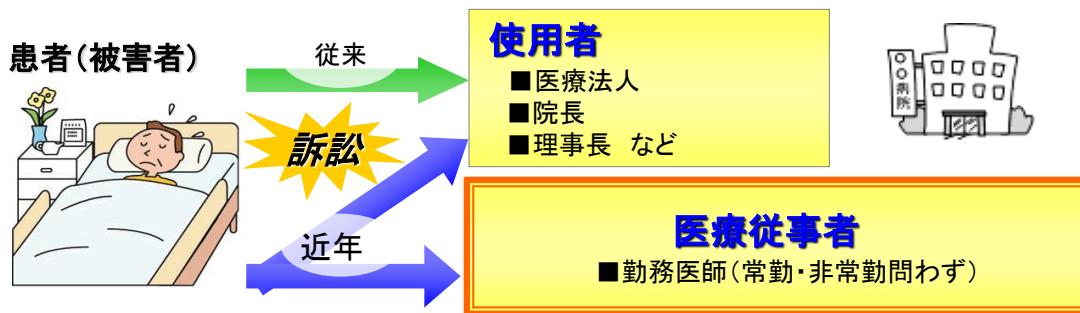
- ①法律上の損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料など)
- ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

2. 医療施設特約条項

- ①法律上の損害賠償金
 - ・身体賠償事故の場合…治療費、休業損害、慰謝料など
 - ・財物賠償事故の場合…修理費、再調達費など(※)
※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
 - ・人格権侵害事故の場合…慰謝料など
- ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

2. 勤務医師包括担保追加条項のご案内

- ①勤務医師包括担保追加条項とは医療機関の勤務医師全員(常勤・非常勤を問わず)を包括的に被保険者とし、勤務歯科医師の個人責任部分を補償する特約です。ただし、ご加入医療機関の業務として行った医療行為のみが対象です。
- ②勤務歯科医師が関わる医療行為により、患者の身体に障害を与えたことによって、法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、勤務歯科医師個人が支払わなければならない損害賠償金を保険金額の範囲内でお支払いします。
- ③近年、医療事故に対する訴訟の形態も変化しており、管理者(医療法人や院長先生など)だけでなく、実際に医療に関わった勤務医師個人が訴訟の対象となることも多くなっております。たとえば、勤務医師への期待の反動、説明や対応の納得感(患者側の理解度)、不幸にして亡くなられた場合の勤務医師の対応等から、「勤務医師個人」に強い不満、不信を覚え、「勤務医師個人」を訴えるケースもあります。



- ※ 勤務医師が個人的に勤務医師賠償責任保険にご加入の場合でも、本特約条項に加入している場合は本追加条項を優先し、勤務医師賠償責任保険への求償は行いません。
- ※ 被保険者のお名前が確認できる名簿(医師名簿)をご加入の医療機関において常時備えつけられている必要があります。

3. 医療従事者賠償責任保険(包括契約)のご案内

医療従事者(※)の方の次ページ記載の法律に規定する業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

(※)歯科衛生士・歯科技工士をいいます。

3. 医療従事者賠償責任保険(包括契約)のご案内(続き)

1. 保険の概要

＜第1章 医療業務担保条項＞

医療従事者(歯科衛生士・歯科技工士)の方の下記法律に規定する業務に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

- ①歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
- ②歯科技工士法(昭和30年法律第168号)

- ※1. 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその医療従事者個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。
- ※2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。
- ※3. ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

＜第2章 刑事弁護士費用担保条項＞(2024年2月1日以降保険始期契約より)

被保険者の医療業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事案件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

- ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
 - ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用
- など

2. ご加入いただける方

医療施設(歯科診療所)の開設者

3. 被保険者

加入者証記載の医療施設に勤務するすべての医療従事者の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「医療従事者の方全員」が補償対象者となるため以下のようないい處があります。

- ①加入医療従事者の方の署名・捺印等が不要です。
- ②付保もれ・更改もれの心配が不要です。
- ③過去に退職された医療従事者の方も対象となります。

4. お支払いする保険金

＜第1章 医療業務担保条項＞

- ①法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)
・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 など
- ②争訟費用等
・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

＜第2章 刑事弁護士費用担保条項＞

刑事案件に係る弁護士費用または訴訟費用

3. 医療従事者賠償責任保険(包括契約)のご案内(続き)

5. 保険金をお支払いできない主な場合

＜第1章 医療業務担保条項＞

○次の事由に起因する損害

- ①保険契約者・被保険者の故意
- ②前記法律に違反して行った業務
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- ⑤特別な約定により加重された責任
- ⑥海外での医療行為
- ⑦初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかつた場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に提起を受けた損害賠償請求

など

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される医療従事者賠償責任保険契約を いいます。

＜第2章 刑事弁護士費用担保条項＞

○次の事由に起因する損害

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

○次に掲げる刑事事件に起因する損害

- ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
- ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
- ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
- ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
- ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
- ⑥所定の免許を有しない者が行った医療業務に起因する刑事事件

など

6. ご加入にあたってのご注意

- ①ご勤務される医療従事者の方を一括して契約するため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。
- ②保険金額等「保険条件」はすべての医療従事者の方とも同一条件となります。
- ③事故発生時にはその医療従事者が貴病院(診療所)に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。
- ④※刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、1事故・保険期間中500万円となります。
ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

4. 傷害担保追加条項のご案内

(同時セット:特定感染症危険担保追加条項)

【2020年12月始期契約より追加しております。】

開設者、開設者の使用人その他開設者の補助者で医療施設の業務に従事する者が、業務中に急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体傷害、中毒症状（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます。）、感染症に対し、所定の保険金をお支払いします。

1. 保険金をお支払いする場合

○急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害(※)を被った場合に、保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金)をお支払いします。

(※)「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

- ①偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。
- ②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師(被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。)の診断を受けた結果、被曝による障害と認定された場合にかぎります。

○感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する

一類感染症、二類感染症または三類感染症)を発病した場合(※)

(※) 鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型)は含まれますが、鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型以外の型)、新型インフルエンザ、再興型インフルエンザおよび前述以外のインフルエンザは含まれません。

2. 被保険者

- ①開設者
- ②開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者で加入者証記載の医療施設の業務に従事するもの

3. お支払いする保険金の種類

(死亡保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害のご契約金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金の支払いがある場合はその金額を差し引いてお支払いします。

(後遺障害保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害のご契約金額の4%～100%をお支払いします。

(入院保険金日額)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

(手術保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガのため所定の手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(5倍・10倍)を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故にもとづく傷害について、1回の手術にかぎります。

(通院保険金日額)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ通院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。

※前記ケガの事故に加え、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)、細菌性赤痢等の特定感染症を発病された場合、後遺障害保険金、入院保険金(発病日からその日を含めて180日間限度)、通院保険金(発病日からその日を含めて180日以内の90日限度)をお支払いします。また、発病日からその日を含めて180日以内に死亡した場合には300万円を限度に葬祭費用の実費をお支払いします。

4. 傷害担保追加条項のご案内(続き)

4. 保険金をお支払いできない主な場合

- ①契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ②地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③被保険者の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ④被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑤被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑦被保険者に対する刑の執行
- ⑧保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した感染症
- ⑨(原因のいかんを問わず)被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない場合

など

●ご注意点

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることがあります。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、解除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

5. 雇用慣行賠償責任保険のご案内

【2020年12月始期契約より追加しております。】

医療施設の開設者等が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因した損害賠償請求に対し、開設者等が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償する保険です。

1. 保険の概要

被保険者が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因した損害賠償請求(※)に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。
※被保険者の役員、従業員、就労希望者または医療の対象者(患者)よりなされた損害賠償請求にかぎります。
医療の対象者(患者)については、セクシャルハラスメントに起因する損害賠償請求のみ補償します。

2. ご加入いただける方

医療施設(歯科診療所)の開設者

3. 被保険者

- ①歯科診療所の開設者
- ②記名被保険者の役員、理事長
- ③記名被保険者の従業員(パートタイム労働者、アルバイト等を含みます。)

4. 補償地域(保険の対象となる地域)

日本国内のみ

5. お支払いする保険金

- ①法律上の損害賠償金
慰謝料、休業補償、法律上賠償すべき差額賃金 など
- ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)
訴訟費用、弁護士報酬 など

6. 保険金をお支払いしない主な場合

- ①労働争議、労働交渉、社内内紛、事業縮小または倒産等に起因する損害賠償請求
- ②法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ③被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
- ④セクシャルハラスメントを行った当事者個人に対する損害賠償請求
- ⑤加入者証記載の遡及日※より前に行われた保険対象事由に起因する損害賠償請求
- ⑥加入者証記載の遡及日※より前に被保険者に対して提起されていた訴訟に起因する損害賠償請求
- ⑦保険契約の開始日において、損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合
- ⑧労働者災害補償保険法等により被保険者が負担する賠償責任
- ⑨民事または刑事上の罰金、懲罰的賠償金
- ⑩日本国外でなされた損害賠償請求
- ⑪契約上加重された賠償責任

など

※「加入者証記載の遡及日」とは、通常初年度契約の契約始期日となります。

〈用語の解説〉

- ①解雇:解雇が実際に行われていること ※雇用期間満了・退職は対象外
- ②差別:以下をみたすものをいいます。
 - ・差別内容が明確になっていること ※「上司に気に入られていない」といった理由によるものは対象外
 - ・差別による「雇用行為」が行われていること ※差別による「精神的苦痛」は対象外
 - ・就労希望者の場合は、使用者(記名被保険者)の採用意思が明らかであること
- ③セクハラ:以下を満たすものをいいます。
 - ・役員、従業員、医療の対象者(患者)に対して「セクハラ」行為が行われたこと
※取引先におけるセクハラ行為は対象外
 - ・直接のセクハラ行為者以外の被保険者に対して賠償請求がなされていること
 - ・就労希望者の場合は、使用者(記名被保険者)の採用意思が明らかであること

6. 医療機関用サイバー保険のご案内

秋田県歯科医師賠償責任保険ご加入者専用セットプラン【2023年12月始期契約より追加しております。】

サイバーセキュリティ事故や情報漏えいに起因して発生する損害を包括的に補償する保険です。

歯科診療所開設者の皆さまのセキュリティ対策として、歯科医賠ご加入者専用セットプランをご用意しました。

1. 保険の概要

医療機関が業務を遂行する過程で生じたコンピュータシステム上の電子データの改ざん・盗難・破損、コンピュータシステムに対する不正アクセスなどのサイバー攻撃や、情報漏えいなどに起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害や、漏えい事故時の対応、事故後の対策等のために必要な費用を保険金額(お支払する保険金の限度額)の範囲内で補償します。

(※)加入者証に記載された施設における医療業務、介護業務または付随業務に起因する事故のみ対象です。

2. ご加入いただける方

歯科診療所の開設者の方で、秋田県歯科医師会・歯科医師賠償責任保険にご加入の会員

3. ご加入の単位

施設単位(歯科診療所)でのご加入となります。

※同一法人の複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設をまとめてご加入の場合、保険金額はすべての対象施設で共有する保険金額となります。

医療施設または介護医療院・介護老人保健施設単位ごとに独立の保険金額をご希望の場合は、施設単位でご加入ください。

※同一法人で複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を開設し、複数施設間で電子カルテなどを用いて個人情報を共同利用している場合、一部の複数医療施設または介護医療院・介護老人保健施設のみご加入し事故が発生した場合にお支払ができないケースがあるため、すべての医療施設または介護医療院・介護老人保健施設でご加入することを推奨しております。

※医療法人において、本部機能または管理部門機能として法人全体の運営管理の補佐・統括を行っており、医療施設外に施設または事務所が存在する場合、ならびに、医療法第42条第1項に掲げる付帯業務を行っており、医療施設外に事務所が存在する場合は、申込時にその付帯業務を行っている法人本部事務局、施設または事務所をご申告いただくことで対象業務に含めることができます。(追加保険料は不要)

なお、上記付帯業務を施設内で行っている場合は申告の必要はありません。

4. お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金・争訟費用(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬等)など
- ② 事故時の対応、事故後の対応等のために必要な費用

※喪失利益・営業継続費用・自主的停止による利益損害(オプション)は本プランの対象外です。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払できない主な場合は、P.13,14をご参照ください。

6. ご注意事項

本プランは歯科診療所で医師賠償責任保険にご加入いただく方に限定した内容となっております。

保険と一緒にご参考ください

「サイバーセキュリティ簡易問診票」で、自院のセキュリティ対策状況について簡単に確認ができます！

近年増加するサイバー攻撃に対する備えおよび義務化されたサイバーセキュリティ確保対策として、ぜひご活用ください。

「サイバーセキュリティ簡易問診票」ご希望の方は代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。



6. 医療機関用サイバー保険のご案内(続き)

秋田県歯科医師賠償責任保険ご加入者専用セットプラン

◆ 医療機関用サイバー保険(歯科医賠ご加入者専用セットプラン)の概要

損害賠償責任

以下記載の対象事由①～④の発生に起因して他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用の補償

事故発生時の各種対応費用

以下記載の対象事由①～④の発生に起因して生じる「事故の調査」から「解決/再発防止」までの諸費用の補償

対象事由		概要
①	情報漏えい・おそれ	被保険者の業務における情報漏えいおよびそのおそれ
②	サイバー攻撃	被保険者のコンピュータシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など
③	デジタルコンテンツ不当事由	デジタルコンテンツの使用の結果生じた名誉棄損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など
④	①～③以外の他の業務	上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理等に起因する偶然な事由

上表対象事由②または④に起因したネットワークの中止等による喪失利益や営業継続のための費用の補償は本プランの対象外です。ご加入希望の方は取扱代理店までご連絡ください。

「医療機関用団体サイバー保険」との違い

- ・ サイバー攻撃への備えを重視し、対応費用を充実したパターンを用意
- ・ 告知書なしで標準保険料よりも約10%割引

◆ 付帯サービス(緊急時サポート総合サービス)

「医療機関用サイバー保険」にご加入いただくと、万が一、サイバー攻撃などによる情報漏えいによって、その事故の公表や患者への謝罪等の対応をしなければならない場合、SOMPOグループのリスクコンサルティング会社である、SOMPOリスクマネジメント(株)を窓口として、「緊急時サポート総合サービス」のご利用が可能となり、ワンストップかつ総合的にサポートします。(ただし、日本国内における利用、かつ医療機関用サイバー保険で保険金がお支払いできる場合にかぎります。)



＜緊急時の各種サポート機能＞

調査・緊急対応支援機能	緊急時広報支援機能	コールセンター支援機能	信頼回復支援機能	GDPR対応支援機能	コーディネーション機能
<ul style="list-style-type: none">✓ 事故判定✓ 原因究明・影響範囲調査✓ 支援✓ 被害拡大防止アドバイスなど	<ul style="list-style-type: none">✓ 記者会見実施支援✓ 報道発表資料のチェックや助言✓ 新聞社告支援など	<ul style="list-style-type: none">✓ SNS炎上対応支援 (公式アカウント対応サポート)✓ WEBモニタリング・緊急通知	<ul style="list-style-type: none">✓ コールセンター立ち上げ✓ コールセンター運営✓ コールセンターのクロージング支援など	<ul style="list-style-type: none">✓ 再発防止策の実施状況について証明書を発行✓ 格付機関として結果公表を支援など	<ul style="list-style-type: none">✓ GDPR対応に要する対応方針決定支援✓ 監督機関への通知✓ 対応支援✓ 外部フォレンジック業者・協力弁護士事務所の紹介など

7. 医師賠償責任保険 保険料表(契約タイプおよび保険料)

【2020年12月始期契約より主契約・勤務医師包括契約に300型を追加しております。】

(1) 主契約

(保険期間1年、団体割引15%、一括払)

契約 タイプ	保険金額							保険料 (1診療所)	
	医療上の事故		建物、設備の使用管理上の事故 給食等による事故			人格権侵害事故			
	対人 1事故につき	対人 1年間につき	対人 1名につき	対人 1事故につき	対物 1事故につき	1名	1事故 期間中		
5型	500万円	1,500万円	500万円	1,000万円	50万円	1000万	1億円	3,740 円	
10型	1,000万円	3,000万円	1,000万円	2,000万円	100万円			4,072 円	
30型	3,000万円	9,000万円	3,000万円	6,000万円	300万円			4,777 円	
50型	5,000万円	1億5,000万円	5,000万円	1億円	500万円			5,338 円	
100型	1億円	3億円	1億円	2億円	1,000万円			6,647 円	
200型	2億円	6億円	2億円	4億円	2,000万円			9,180 円	
300型	3億円	9億円	3億円	6億円	3,000万円			11,705 円	

(2) 勤務医師包括(上記主契約を上回る加入タイプの設定はできません。)

契約 タイプ	保険金額		保険料 (1診療所)	
	医療上の事故			
	対人 1事故につき	対人 1年間につき		
5型	500万円	1,500万円	1,522 円	
10型	1,000万円	3,000万円	1,634 円	
30型	3,000万円	9,000万円	1,903 円	
50型	5,000万円	1億5,000万円	2,125 円	
100型	1億円	3億円	2,681 円	
200型	2億円	6億円	3,791 円	
300型	3億円	9億円	4,901 円	

(3) 医療従事者賠償責任保険(包括契約)

契約 タイプ	保険金額		保険料 (1診療所)	
	医療上の事故			
	対人 1事故につき	対人 1年間につき		
J5型	500万円	1,500万円	747 円	
J10型	1,000万円	3,000万円	1,051 円	
J30型	3,000万円	9,000万円	1,606 円	
J50型	5,000万円	1億5,000万円	1,785 円	
J100型	1億円	3億円	2,090 円	
J200型	2億円	6億円	2,794 円	

※刑事弁護士費用担保追加条項の保険金額は、1事故・保険期間中500万円となります。

ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

7. 医師賠償責任保険 保険料表(契約タイプおよび保険料)

(4) 傷害担保追加条項

契約 タイプ	保険金額				保険料 (1診療所)
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	特定感染症 葬祭費用	
1型	1,000万円	5,000円	2,500円	300万円	75,336 円
2型	2,000万円	7,000円	3,500円		124,959 円
3型	3,000万円	10,000円	5,000円		182,682 円

(5) 雇用慣行賠償責任保険

契約 タイプ	保険金額 (1事故・期間中)	損害てん補割合	自己負担額	保険料 (1診療所)
1型	1,000万円	90%	50万円	11,900 円

(6) 医療機関用サイバー保険・歯科医賠セットプラン

告知書なし &
標準より約10%割引

契約 タイプ	第三者への賠償 保険金額	事故対応費用 保険金額	補償内容	保険料
	1請求・期間中	1事故・期間中		
X2	1,000万円	500万円	オールリスク	22,680 円
X3	2,000万円	1,000万円	オールリスク	32,160 円
X4	3,000万円	2,000万円	オールリスク	42,480 円
X5	5,000万円	3,000万円	オールリスク	50,520 円

※1加入者毎に、保険期間中にお支払いする保険金の合計額は、「第三者への賠償」の保険金額を限度とします。

【ケース】 延べ患者数 500名で パソコン 2台 の歯科診療所

サイバー攻撃に
あつた場合
想定される参考損害額

復旧に要する費用
パソコン1台あたり400万円×2台 = **800万円**

※左記の事例は
あくまでもご参考
です。実際の被害
事例では、状況に
よって被害額が大
きく上下します。

サイバー攻撃への備えとしては上記表の **X3** 以上をおすすめします

8. その他

● 勤務医師・看護師等に対する求償について

この保険において損保ジャパンは、医療施設の開設者の方がご加入になっている保険契約に基づいて保険金をお支払いする場合、勤務医師や看護師等の医療従事者の方が賠償責任保険に加入しているときにかぎり、責任割合相当分について、その医療従事者の方に対する求償権行使する場合があります。

● 損害賠償請求期間延長担保追加条項のご案内

保険を継続しない場合や、廃業により保険契約を解約する場合には、損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットすることをお勧めします。この追加条項をセットいただくことにより、保険期間終了前に行なった医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合について、保険期間終了後5年もしくは10年にかぎり補償の対象とすることができます。(被保険者が死亡された場合、相続人からその旨をご通知いただくことにより相続人を被保険者としてみなすことができます。ただし、死亡被保険者に関わる損害賠償請求を受けた場合にかぎります。)解約の場合は解約のお手続き時に、ご契約を継続されない場合は満期時に合わせてご加入になれます。ご加入にあたっては所定のお申込手続きのほか、追加保険料が必要となります。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● ポイント ●

医師特約は、保険期間中に医師等の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。したがって保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合などに、廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象とできません。

(保険期間中に事故の発生を認識し、損保ジャパンに書面にてご通知いただいている場合にはそのかぎりではありません。下記「解約時のご注意点」をご参照ください。)

医療過誤による事故の場合、医療行為を行なってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要する場合が多く、保険期間終了前に行なった医療行為に起因する賠償請求が保険期間終了後になされる可能性は否定できません。

保険契約を継続されない場合や、廃業により保険契約を解約される場合には、保険期間終了後の賠償請求に備え、ご加入をご検討ください。

● 解約時のご注意点

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等がある場合を除きます。)

● 保険金をお支払いする主な事故例

医師特約

治療にミスがあり、患者に身体障害が発生したことにより損害賠償請求を受けた。

医師特約

間違って別の歯を抜歯したことで病状が悪化したことにより損害賠償請求を受けた。

医療施設特約

診療所の床が滑りやすくなっていたために、来訪者が転倒し、ケガをした。

医療施設特約

診療所のドアが故障していて来訪した患者がケガをした。

● 保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）

1. 賠償責任保険共通の免責事由

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任（※）
 - ②戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任
 - ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
 - ④記名被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任
 - ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の方に対する賠償責任（※）
 - ⑥他人から賃借したり、預かっている財物の損傷事故
 - ⑦排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
 - ⑧被保険者と被保険者以外の第三者との間に損害賠償に関する特別の約定があり、その約定によって加重された賠償責任
- （※）損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 など

2. 医師特約に関する免責事由

- ①医療施設（設備を含みます。）、航空機、車両、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - ②海外での事故の場合
 - ③美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任
 - ④医療の結果を保証することによって加重された責任
 - ⑤名誉き損または秘密漏えいに起因して生じた賠償責任
 - ⑥免許を有しない者が行った医療に起因して生じた賠償責任
- など

3. 医療施設特約に関する免責事由

＜医療施設業務担保条項＞

- ①被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任。
- ②看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし損保ジャパンが保険金を支払わないのは記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。
- ③医療施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ④航空機、自動車（原動機付自転車も含みます。）または医療施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有・使用または管理に起因する賠償責任
- ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任（放射線照射は、医療放射線を除きます。）

＜人格権侵害担保条項＞

- ①被保険者が行った医療に起因する賠償責任
 - ②被保険者による採用、雇用または解雇に起因して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
 - ③被保険者もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
- など

4. 医療機関用サイバー保険に関する免責事由

【共通】

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
- ③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為
- ④ 他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取
ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。

● 保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）

- ⑤ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 偶然な事故による被保険者のコンピュータシステムの損壊または機能の停止
- ⑥ 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑦ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還
- ⑧ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害
- ⑨ 差押え、徴収、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
- ⑩ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失
- ⑪ 戦争等（以下のアからウに掲げるものをいいます。）に起因する損害
 - ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
 - ウ. 安全保障または防衛に重大な影響を与えるもの

※①から③までについては、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。

など

【事故に関する各種対応費用の固有部分】

- ① 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中止、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかつたことに起因して発生した費用

など

【利益損害・営業継続費用部分】

※医療機関用サイバー保険・歯科賠ご加入者専用セットプランでは、利益損害・営業継続費用の補償はご選択できません。

● 保険期間

1年間となります。

※医師特約については、医療事故に起因して、この保険期間内に損害賠償請求を提起された場合に補償の対象となります（損害賠償請求ベース）。一方、医療施設特約については、保険期間内に事故が発生した場合に補償の対象となります（事故発生ベース）。争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。ただし、初年度契約締結前（その保険契約を最初にご契約になったときより前）に知っていた身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いすることができません。

● 保険適用地域

この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。医療機関用サイバー保険は全世界となります。医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となります。対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

● 刑事弁護士費用担保追加条項（医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用）

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者（補償の対象となる方）である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします（起訴後の費用を含みます）。

想定されるご負担（損害）

該当保険商品

民事

損害賠償金、弁護士費用・訴訟費用等

医師賠償責任保険（医師特約・医療施設特約）

刑事

弁護士費用・訴訟費用

刑事弁護士費用担保追加条項

◆ 刑事弁護士費用担保追加条項の概要

保険金額

保険期間（1年）を通じて500万円となります。

※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

保険金をお支払いする場合

被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

- ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など

保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時（注）までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。

（注）刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時（注1）
- ②裁判所が略式命令を発した時（注2）
- ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時（注3）

（注1）ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不當の議決がなされた場合を除きます。

（注2）ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

（注3）ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

◆刑事弁護士費用担保追加条項の概要の続き

保険金をお支払い
できない主な場合

1. 次の事由に起因する損害
 - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害
 - ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
 - ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
 - ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
 - ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
 - ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
 - ⑥所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件

ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。

ご加入方法

割増保険料なしで
自動セットされます

個人契約としてご加入の場合（被保険者＝個人）

医師賠償責任保険（医師特約条項）にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

※一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。

病院契約としてご加入の場合（被保険者＝法人）

勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

※勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）をセットされる場合は、勤務医師の方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。

※勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）に未加入で、新たにセットをご希望される場合は、取扱代理店または[損保ジャパン](#)までお問い合わせください。

用語のご説明

業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み

- ・医師賠償責任保険は賠償責任保険普通保険約款に医師特約、医療施設特約、各特約条項・追加条項をセットしたものです。
- ・医療機関用サイバー保険・歯科医賠ご加入者専用セットプランは業務過誤賠償責任保険にサイバー保険特約条項・制裁等に関する追加条項、使用人法令違反補償追加条項、医療機関用追加条項をセットしたものです。

■保険契約者

一般社団法人秋田県歯科医師会

■保険期間

2024年12月7日午後4時から2025年12月7日午後4時までの1年間になります。

■申込締切日

2024年10月25日

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等

引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

■加入対象者

秋田県歯科医師会の会員(医療施設の開設者)

■被保険者

- ・その医療機関の開設者
- ・その医療施設の開設者(記名被保険者)
- ・医療機関の開設者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者
- ・記名被保険者(本保険の加入者【医療機関】)
- ・記名被保険者の使用人等。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて被保険者とします。

■お支払方法

加入申込み後、秋田県歯科医師会所定の届出口座より、11月25日に振替します。

■お手続方法

添付の申込書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の秋田県歯科医師会までご送付ください。

■中途加入

保険期間の中途でのご加入は、毎月受付をしています。中途加入をご希望される場合は、ご加入窓口の秋田県歯科医師会までご連絡ください。

■中途脱退

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の秋田県歯科医師会までご連絡ください。

■その他の注意事項

団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

<医師賠償責任保険の概要>

医師賠償責任保険は、「医師特約条項」および「医療施設特約条項」の2つによって構成される保険契約です。この保険契約は病院もしくは診療所の開設の届出単位でのお引受けとなります。(なお、勤務医契約、予防接種契約、その他特殊な契約方式での保険契約を除きます。また、介護医療院については、転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合にかぎり、その医療施設と同一契約でのお引受けとなります。)

①医師特約条項…日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、医療の対象者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合、被保険者(保険の補償を受けられる方)が負担する法律上の賠償責任を補償します。

②賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならぬ損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

③医療施設特約条項…医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、医療以外の業務遂行に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

<主な追加条項およびその概要>

主な追加条項およびその概要は以下のとおりです。また、保険条件によってセットできる追加条項が異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

①損害賠償請求期間延長担保追加条項…保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。

医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかる損害賠償請求をうけた場合にかぎります。

②勤務医師包括担保追加条項…医療施設の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師の個人責任について補償します。ただし、この追加条項で保険金支払いの対象となるのは、加入者証に記載された医療施設の業務として行った医療のみとなります。

③刑事弁護士費用担保追加条項…医師賠償責任保険(医師特約および勤務医師包括担保追加条項)にて補償対象外となっていた「刑事案件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いできない主な場合
医療上の事故	<p>被保険者またはその使用者その他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療(職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの)によって、医療の対象者の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合(注1)、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など(注2))をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>(注1)争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)損保ジャパンの事前の承認が必要です。</p> <p>○ただし、初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかつた場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。</p> <p>(初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。)</p>	<p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②海外での医療行為に起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤名誉毀損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被つた身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 など</p>

医師賠償責任保険の概要(続き)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
給食等による事故 建物等の使用・管理上、	<p>被保険者が加入者証記載の医療施設(設備を含みます。)の所有、使用もしくは管理に起因する事故、業務遂行上の事故または被保険者の占有を離れた飲食物(給食等)、その他の財物による事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額を超過する金額とし、保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p>	<p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>②被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任</p> <p>③医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任</p> <p>④戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任</p> <p>⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任</p> <p>⑥他人から賃借したり、預かっている財物についての賠償責任</p> <p>⑦自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任</p> <p>⑧看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>など</p>
刑事訴訟費用 または訴訟費用 に関する弁護士費用	<p>被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※次の費用はお支払いの対象外になります。</p> <p>①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用</p> <p>②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用</p> <p>など</p>	<p>①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象</p> <p>③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件</p> <p>④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件</p> <p>⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件</p> <p>⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件</p> <p>⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件</p> <p>⑧所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件</p> <p>ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。</p> <p>など</p> <p>(注)有罪の確定…第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。</p>

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。

特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります、医療機関用サイバー保険は全世界となります。

●医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となります、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

●保険金額(お支払いする保険金の限度額)や自己負担額等を外貨建とされる場合、保険金の支払い時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した保険金の額が、保険契約締結時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した保険金の額を下回る場合がありますので、ご注意願います。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時に終ります。

(※)保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時に支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。

●医師特約では、被保険者の使用者その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

●この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象となりません。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入依頼書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1)保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等の記載事項すべて

(2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) 医師賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書の以下の項目をいいます。

①被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)

②過去の保険金支払状況 など

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1)保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書等の記載事項の変更

例.①病床数や病床種類を変更される場合

(病院を対象とするご契約の場合)

②保険金額等ご契約内容を変更される場合

③個人立の診療所または病院が、法人立(一人医師医療法人を含みます。)の診療所または病院に組織変更される場合

④法人立(一人医師医療法人を含みます。)の診療所または病院が個人立の診療所または病院に組織変更される場合

⑤病院または診療所が買収または売却され、経営母体が変更となる場合

⑥標榜科目を変更される場合

など

ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

※加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。

その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

(2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

■ご契約者の住所などを変更される場合

(3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

(4)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

●個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト

(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等(※)がある場合を除きます。)

(※)この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●2010年4月1日以降発生の事故から、次の1.から4.までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。

1. 被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
3. 相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

* 保険法により3.の先取特権を行使することによる賠償責任保険のお支払いもできるようになります。

●医師特約条項および勤務医師包括担保追加条項にセットされる刑事弁護士費用担保追加条項については、刑事弁護士費用担保追加条項の規定に従い保険金の支払いが行われた場合において、被保険者の有罪の確定が行われたときは、保険金請求権者は、損保ジャパンが支払った保険金の全額を損保ジャパンに返還する義務を負います。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808 <通話料有料>

おかげ間違いでご注意ください。

受付時間: 平日の午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<https://www.sonpo.or.jp/>

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。)は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパンまたは取扱代理店に通知してください。

(1)事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

(2)上記(1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

(3)損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。

ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行なうことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類(※)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力ををお願いします。

(※)損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

●被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。

その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。※本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行なうことはできません。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査

④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかつた場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

<事故時に必要となる書類>

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票など
②	事故日時・事故原因および事故状況などが確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度などが確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票など
④	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書など

(注1)事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

●事故が起った場合

事故が起った場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】 0120-727-110

＜受付時間＞ 平日:午後5時～翌日午前9時 / 土日祝日:24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記以外受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

【取扱代理店】 株式会社アディックス 担当:佐藤

〒010-0941 秋田県秋田市川尻町字大川反170-102

TEL:018-823-4734 FAX:018-862-9122(受付時間:平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

【引受保険会社】 損害保険ジャパン株式会社 秋田支店法人支社 担当:田制

〒010-0921 秋田県秋田市大町3-3-15 ユニバース秋田ビル2F

TEL:050-3788-3553 FAX:018-864-8538(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款などに記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点などがある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管ください。また、1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。